

友和地区自治会等 連絡協議会だより

第2号 発行日: 令和8年7月

・令和8年6月14日に定例総会を開催しました

6月14日、自治会・町内会の代表者、関連団体からの出席者が集い、友和地区自治会等連絡協議会(以下「自連協」と略します)総会が開かれました。

令和8年度自連協の事業計画や規約の改正などについて、ご承認いただきました。

■ 令和8年度の事業計画:

① 地区内の自治会等・関連団体・行政等との情報交換の促進、情報発信力の向上

顔の見える良好な関係づくりに努める一方、インターネットの活用も検討します。

② 「友和地区をゆるやかにつなぐ自主防災組織」としての体制整備

友和地区防災士の連携した組織づくりを始めます。

③ 安定した予算の配分・執行

自連協に加入する自治会・町内会に対し、昨年度同様、1世帯あたり1000円を配分します。関連団体活動費及び友和小学校支援についても、昨年度と同様です。

④ 自治会・町内会へのサポート力向上

各自治会等の状況を伺いながら、情報提供など、サポートする力を高めていきます。

⑤ 自連協の新たな役員及びサポーター等を選ぶ

自連協の今後の活動を支える新たな役員、サポーター等を選び委嘱します。

■ 規約の改正:

自連協が友和地区内の自治会等、防災士、その他関連団体を繋ぐ「自主防災組織」であることを明らかにするための文言追加です。(下線部)

改正前: 第6条 本会は(中略)次の事業を行う。(1)友和地区の将来を見据えた研究及び活動(2)各種団体相互間の連絡・調整及び支援(3)その他、目的達成のために必要な事業

改正後: 第6条 本会は(中略)次の事業を行う。(1)友和地区の将来を見据えた研究及び活動(2)各種団体相互間の連絡・調整及び支援(3)防災・安全安心に関する活動(4)その他、目的達成のために必要な事業

(規約全文は、友和市民センターのサイトを参照下さい。)

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/site/yuwasc/90884.html>



・令和8年6月28日に意見交換会(第1回)を開催しました

6月28日、自治会長等5名、市職員1名が集い、意見交換会を開催しました。
内容は、各自治会が抱える課題についての自由な討論です。
以下、箇条書きです。

■ 道路や隣家にはみ出る樹木の枝や枯木の対処に苦慮している

(あるいは、自治会によっては)やむなく伐採しているが・・

→法的には(民法第233条新設で)一定の条件を満たせば伐採出来るようになった

解決していない課題:

- ・仮に伐採したら(所有者への請求ができなければ)費用は自治会がもつしかない?
- ・公道の場合、道端から1mまでしか切れないが、県道30号や(県道30号が通れない際の代替となる)渡ノ瀬の道路に樹木がせり出す箇所が複数あり不安
- ・柿の木の整備に補助金を出す自治体もあるが、廿日市市では今後どうなる?

■ 自治会内にある集会所の存廃について考えている

→自治会が独自で建てた場合、自治会が更地にして地主に返却することになる

- ・建設に自治体が絡んでいる場合もあり、要確認

■ 防犯灯はどう整備・管理している?

→場所によって異なる(自治会だったり、連合会だったり、商工会だったり)

■ 防犯カメラの今後の整備・管理は?

→友和地区内で、自治会で整備しているケースもある

(団地の場合、幹線道路への出入口に設置することで効果的な監視になる)

■ AEDを集会所に設置したいが、...

→各自治会での判断になるが、集会所内に置くのであれば、鍵のことなど問題となる。コンビニなど含め公共の場所でどこに設置されているかを把握しておくほうがよい

■ 上記(AEDの件)を踏まえ、公衆電話・AED・防災倉庫などの防災にかかわる設備をマップにするのはどうか

→市とも協議し検討していく

■ 地域の人が集まるイベントはどうか

→人とのつながりは大切。すぐには実施できないかと思うが検討していく。

・今後の予定 (詳細は、友和市民センターだよりで追って連絡差し上げます)

9月6日(日)10時から12時まで 権現ハウスにて「防災勉強会」
(友和地区の防災士初会合を兼ねます)

11月29日(日) 友和市民センターにて「意見交換会(第2回)」

・友和自治会等連絡協議会の連絡先 (令和8年7月時点)

会長 名越 信貴(峠1357-1)

副会長 吉川 仁(きっかわ まさし)(河津原415-2)

メールアドレス:yjirenkyo2025@gmail.com